

「農業経営体」と「農家」の概念図 (数値は H27 年度の木更津市)

農業経営体
次のいずれかに該当する事業を行う者

(1) 経営耕地面積が 30a 以上の規模の農業
(2) 農作物の作付面積または栽培面積、家畜の飼養頭羽数、その他の事業の規模が次の外形基準以上の農業

- ① 露地野菜作付面積 15a
- ② 施設野菜栽培面積 350 m²
- ③ 果樹栽培面積 10a
- ④ 露地花き栽培面積 10a
- ⑤ 施設花き栽培面積 250 m²
- ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1 頭
- ⑦ 肥育牛飼養頭数 1 頭
- ⑧ 豚飼養頭数 15 頭
- ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150 羽
- ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1000 羽
- ⑪ その他 調査期日前 1 年間における農産物の総販売額 50 万円に相当する事業の規模

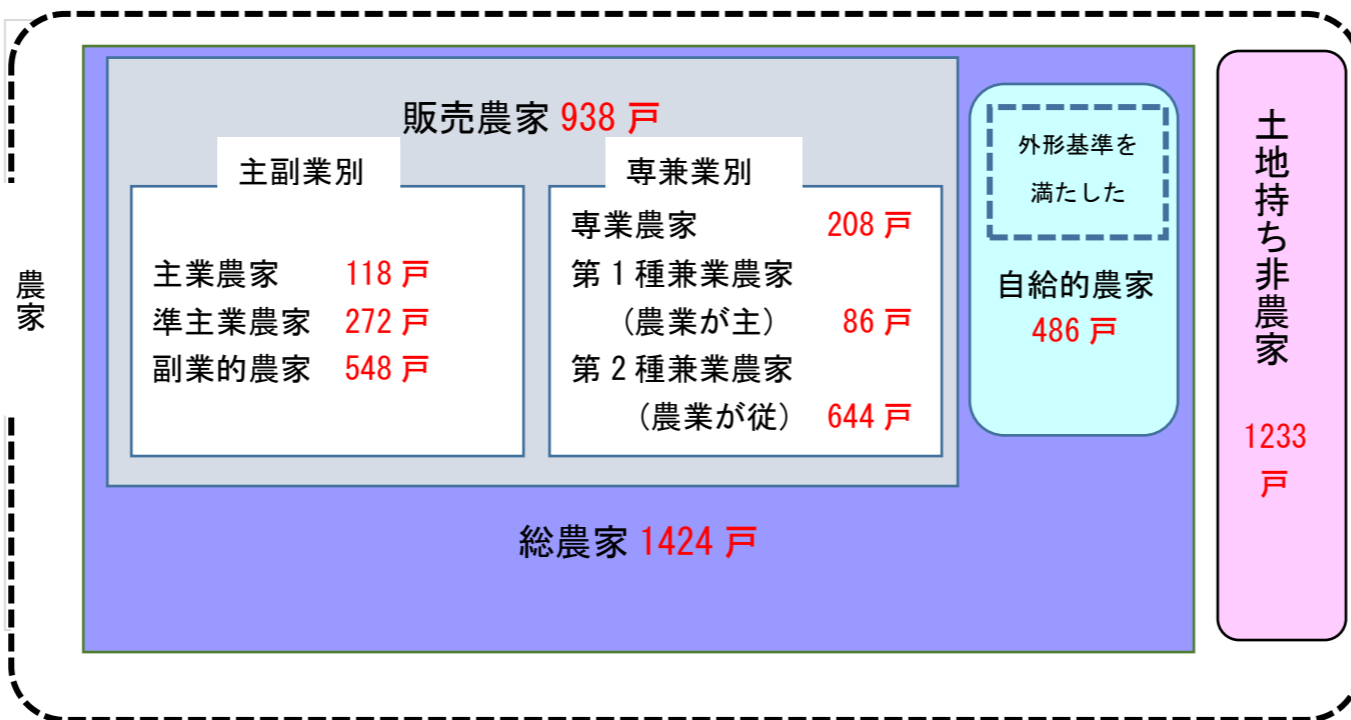
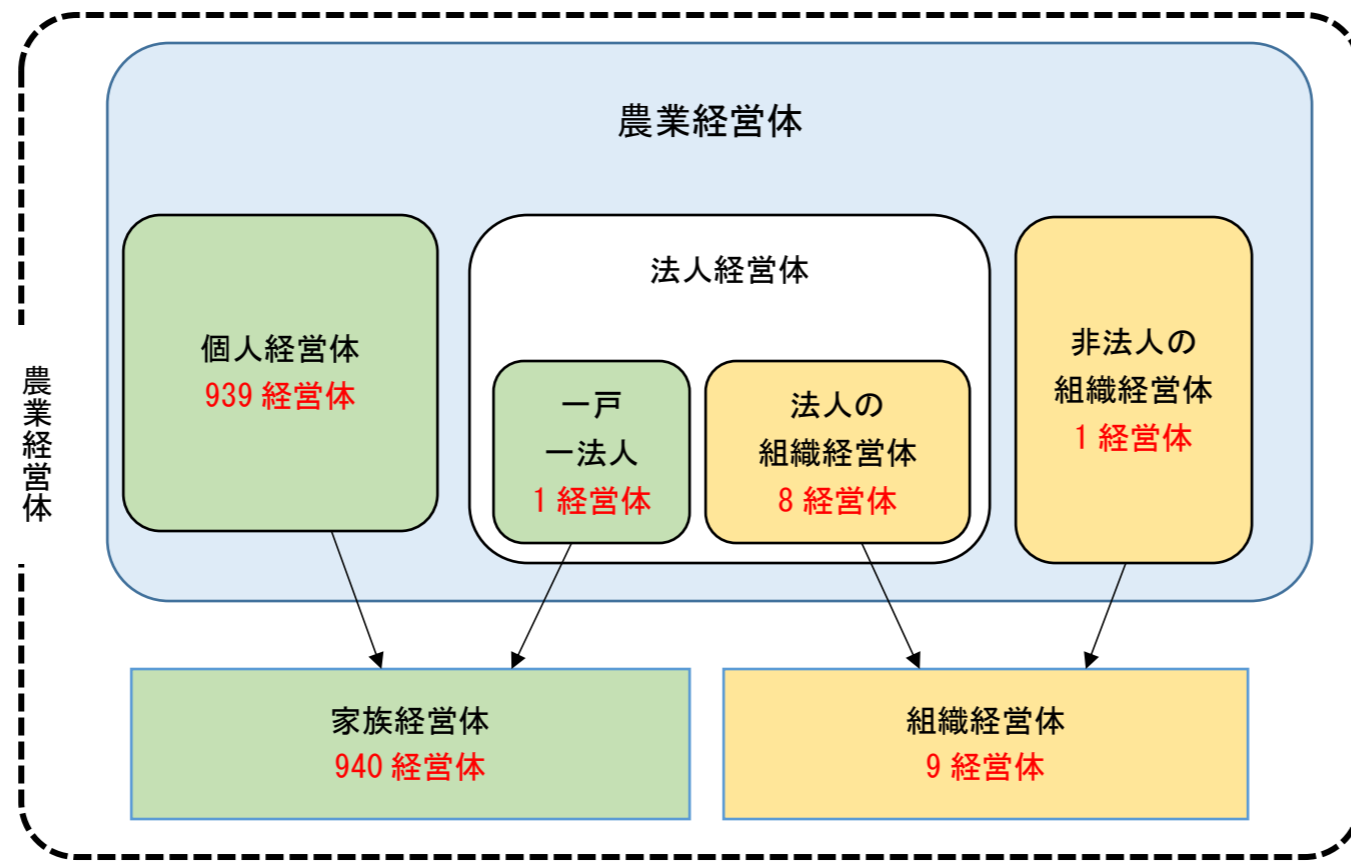
(3) 農作業の受託の事業

【農家】
経営耕地面積が 10a 以上または経営耕地面積が 10a 未満であっても過去 1 年間の農産物販売金額 15 万円以上あった世帯

【販売農家】
経営耕地面積が 30a 以上または過去 1 年間の農産物販売金額 50 万円以上あった農家

【自給的農家】
経営耕地面積が 30a 未満、かつ、過去 1 年間の農産物販売金額が 50 万円未満の農家

【土地持ち非農家】
農業以外で耕地および耕作放棄地を合わせて 5a 以上所有している世帯



★木更津市の農家を旧市町村別に表したグラフ、右参照➡

